

3 大島商船高等専門学校学生準則

制 定 昭和 44 年 1 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この学生準則は、本校学生生活上遵守すべき事項について定める。

第 2 条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第 2 章 誓約書及び保護者等

(誓約書)

第 3 条 入学を許可された者は、所定の期日までに別紙様式 1 により、保護者等が自署した誓約書を校長に提出しなければならない。

(保護者等)

第 4 条 保護者等となることのできる者は、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者とし、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項（令和 3 年 2 月 18 日理事長裁定）第 2 条に定める者とする。

第 5 条 保護者等が記載事項を変更したときは、その旨を速やかに別紙様式 2 により、校長に届け出なければならない。

第 6 条 保護者等が死亡し、又は資格を失ったときは、新たに保護者等を定めて別紙様式 3 により、校長に届け出なければならない。

第 3 章 学生証

(学生証)

第 7 条 学生は、各学年の初めに新規に学生証の交付を受けて、常時これを携帯し、本校教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

なお、教職員以外の者から相応の理由で請求された場合も同様とする。

第 8 条 学生証は、その有効期間が満了したとき又は退学するとき、校長に返納しなければならない。

第 9 条 学生証を滅失し、又はき損したときは、速やかに別紙様式 4 により、校長に願い出て、再交付を受けなければならない。

第 10 条 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第4章 休学，退学及び欠席等

(休学)

第11条 学生は，疾病その他やむを得ない事由により，3か月以上継続して修学することができないため休学しようとするときは，医師の診断書又は詳細な事由書を添えて，別紙様式5により，校長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は，1年以内とする。ただし，特別の事由がある場合は，1年を限度として休学期間の延長が認められる。

3 休学の期間は，通算して3年を超えることができない。

(復学)

第12条 休学した者が休学期間中に復学しようとするときは，別紙様式6により，校長の許可を受けなければならない。

2 疾病により休学していた者は，医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第13条 学生は，疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは，別紙様式7により，校長の許可を受けなければならない。

(住所変更等)

第14条 学生は，住所又は氏名を変更したとき，その他一身上の異動があったときは，速やかに別紙様式8により，校長に届け出なければならない。

第15条 学生は，欠席，欠課，遅刻又は早退をしようとするときは，事前に別紙様式9により，理由を明記して校長に届け出なければならない。ただし，やむを得ない事由により，事前に提出できないときは，その事由を明記して，事後速やかに提出しなければならない。

2 負傷又は疾病のため，引き続いて1週間以上欠席するときは，医師の診断書を添え，別紙様式10により，校長に届け出なければならない。ただし，1週間以内の欠席に対しても，医師の診断書を提出させることがある。

(忌引)

第16条 父母，親族の喪に服するときは，別紙様式11により，校長の許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は，父母は7日，祖父母及び兄弟姉妹は3日，曾祖父母及び伯叔父母1日とする。ただし，実際に要した往復日数を加算することができる。

第5章 学級担任

(学級担任)

第17条 学生は，学習及び生活等について，校長が任命する学級担任の指導助言を受けるものとする。

第6章 学寮

(学寮)

第18条 学生は、学校の指示に従って入寮し、規律ある生活をしなければならない。

2 学寮における規律及び日課等については、別に定める。

第7章 服装

(服装)

第19条 学生は、定められた服装を着用し、自己及び学校の品位を傷つけるようなことをしてはならない。

2 服装については、別に定める。

第8章 健康及び安全

(健康)

第20条 学生は、常に衛生に留意し、健康保持に努めなければならない。

(健康診断)

第21条 学生は、各学年における定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

(治療)

第22条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

(安全)

第23条 学生は、常に安全に留意し、火災及び風水害等の災害防止に努めなければならない。

2 学生による防火部署は、別に定める。

第9章 学生会等

(設置)

第24条 本校に、学生会を置く。

(目的)

第25条 学生会は、学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通じて、その人間形成を助長し、本校の教育目的の達成に資することを目的とする。

(目標)

第26条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく、豊かで、規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養うこと。
- (2) 健全な趣味や、豊かな教養を養い、個性の伸長を図ること。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養うこと。
- (4) 学校生活における集団の活動に進んで参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養うこと。
- (5) 学校生活において、自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させること。

(遵守事項)

第27条 学生会活動を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則、その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営について、常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、またいかなる場合においても、個人の思想及び良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、校外活動を行うに当たっては、校長の承認及び学校の指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的及び使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合に限り、校外団体に加入することができること。
- (7) 校外団体に加入が許可された後においても、前号の趣旨に違反すると認められる場合は、校長はその許可を取り消すことがあること。

(構成)

第28条 学生会は、学生全員をもって構成するものとする。

- 2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

(組織)

第29条 学生会に、総会、評議会、役員、部及び班を置く。

- 2 総会は、少なくとも年1回は開催するものとする。
- 3 評議会は、学級及び部ごとに選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議するものとする。
- 4 役員は、学生会の事務を処理する。
- 5 部の種類は、文化部、体育部及び厚生部とする。
- 6 各部は、その活動内容に応じて、相当数の班に分ける。
- 7 学生は、その希望によって、いずれかの班に属するものとする。ただし、2以上の班に所属することを妨げない。

(会則)

第 30 条 学生会は、会則を制定して校長の承認を受けるものとする。会則の変更についても同様とする。

2 会則には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 組織
- (5) 役員の種類、任務及び任期
- (6) 総会及び評議会の機能並びに権限
- (7) 部及び班の種類並びに権限
- (8) 会費に関する事。
- (9) 会計に関する事。
- (10) 顧問教員に関する事。
- (11) 会議の招集に関する事。
- (12) 部活動の連絡調整に関する事。
- (13) 役員の選挙及び承認に関する事。
- (14) 会議、各部及び会計等に関する事。
- (15) 事業計画、予算及び決算に関する事。
- (16) 会則の改正に関する事。
- (17) 会則発効に関する事。

(事業計画等)

第 31 条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支決算書について校長の承認を受け、事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする。

(指導)

第 32 条 学生会は、学生主事の全般的な指導を受けるものとする。

2 部及び班は、それぞれ校長が命じた顧問教員の指導を受けるものとする。

(団体の結成等)

第 33 条 学生が、学生会とは別に、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは顧問教員を定め、団体の規約並びに顧問教員及び会員の名簿を添え、責任代表者 2 名以上が署名押印の上、別紙様式 12 により、校長の許可を受けなければならない。ただし、有効期間は、1 年とする。

2 団体の変更又は継続の場合も同様とする。

第 34 条 前条の団体が解散したときは、速やかに別紙様式 13 により、校長に届け出なければならない。

2 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長はその解散を命ずることがある。

(校外団体への参加)

第 35 条 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者が署名押印の上、別紙様式 14 により、校長の許可を受けなければならない。

第 36 条 前条の校外団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その許可を取り消すことができる。

第 10 章 集会

(集会等)

第 37 条 学生が、校内外（学寮を含む。）において、校名又は学生会名を使用して集会、催物その他の行事を行い、又はこれ等の行事に参加しようとする場合は、別紙様式 15 により、1 週間以前に責任代表者が校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

第 38 条 前条の場合において、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、校長は、その中止を命ずることがある。

第 11 章 印刷物の発行、配布及び販売

(印刷物の発行等)

第 39 条 学生が、校内外において、雑誌、新聞、パンフレットその他の印刷物を発行し、配布し、又は販売しようとするときは、当該印刷物の原稿を添え、あらかじめ別紙様式 16 により、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可された印刷物は、配布又は販売する前に、学生主事が必要と認める部数を提出し、又は提示するものとする。

第 12 章 掲示

(掲示)

第 40 条 学生が、校内外において、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物を添え、別紙様式 17 により、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可された掲示物は、所定の場所に掲示しなければならない。

3 掲示期間は、原則として、1 週間以内とし、期日経過後は、遅滞なく取り除かなければならない。

4 掲示の内容が学校の目的に反し、又は故なく他人の名誉を傷つけるものは、掲示してはならない。

5 この規定に従わない掲示物は、撤去する。

第13章 施設又は設備の使用

(施設等の使用)

第41条 学生及びその団体が、本校の施設又は設備を使用しようとする場合は、別紙様式18により校長の許可を受けなければならない。ただし、第37条の規定により許可を受けた施設若しくは設備又は日常その使用を認められた施設若しくは設備については、この限りでない。

2 学生又はその団体が、本校の施設又は設備を故意又は重大な過失により滅失、き損又は汚染したときは、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

第14章 雑則

(書類の経由)

第42条 第5条、第6条、第9条及び第11条から第16条までの規定により、学生が校長に提出する書類は、学級担任を経由するものとする。

第43条 第30条、第31条、第33条から第35条まで、第37条及び第39条から第41条までの規定により、学生会又は学生が校長に提出する書類は、学生主事を経由するものとする。

(委任)

第44条 この準則の施行に際して必要があるときは、別に規則を定める。

附 則

この準則は、昭和44年1月1日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。

附 則

この準則は、昭和51年3月5日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、昭和52年6月1日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、施行日において商船学科実習課程に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この準則は、平成14年3月13日から施行する。

附 則

この準則は、平成 14 年 11 月 5 日から施行し、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 19 年 6 月 4 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1 (第 3 条関係)

誓 約 書

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

本人 学科名・専攻名
(ふりがな)
氏 名 (自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」(令和 3 年 2 月 18 日理事長裁定)に基づき、上記の者の貴校在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。
なお、記載事項に変更が生じたときは、速やかに届出いたします。

(保護者等) 郵便番号
現 住 所
電話番号(.....)

本人との関係(続柄)
(ふりがな)
氏 名 (自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条、第 6 条の 4 及び第 7 条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては 3 親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

別紙様式 2 (第 5 条関係)

誓約書(保護者等)記載事項変更届

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科名・専攻名 学年

氏 名
(保護者等) 氏 名 (自署)

このたび、誓約書の記載事項を下記のとおり変更しましたのでお届けします。

(該当する項目のみ記入のこと)

- 1 氏名変更について

届出済氏名

(ふりがな)

氏 名

- 2 住所変更について

届出済住所

新 住 所

郵便番号

住 所

電話番号(.....)

- 3 緊急連絡先の変更について

新緊急連絡先

別紙様式3 (第6条関係)

保護者等変更届兼誓約書

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科名・専攻名 学年.....

氏名..... (自署)

このたび、保護者等を(氏名.....)から(氏名.....)に変更しましたのでお届けします。

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者の貴校在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、速やかに届出いたします。

(保護者等) 郵便番号.....

現住所.....

電話番号(.....).....

本人との関係(続柄).....
(ふりがな)

氏名..... (自署)

緊急連絡先.....

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

別紙様式4 (第9条関係)

学生証再交付願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科 年

氏名
生年月日 年 月 日生(才)

下記理由により学生証の再交付をお願いいたします。

記

再交付の理由
(写真添付)

別紙様式 5 (第 11 条関係)

休 学 願 望
令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科名・専攻名 学年
本人氏名 (自署)
保護者等氏名 (自署)

下記事由により休学したいので保護者等連署の上お願ひします。

記

- 1 事由 (病気の場合は診断書添付)
- 2 期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

担任所見

担任氏名 _____ (自署)

別紙様式 6 (第 12 条関係)

復 学 願 望
令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科名・専攻名 学年
本人氏名 (自署)
保護者等氏名 (自署)

事由 () により休学中のところ下記によって復学したいので
保護者等連署の上お願ひします。

- 1 復学希望年月日 令和 年 月 日
- 2 事由

別紙様式7 (第13条関係)

退学願
令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科名・専攻名 学年

本人氏名 (白署)

保護者等氏名 (白署)

下記事由により退学したいので保護者等連署の上お願いいたします。

記

1 退学希望年月日 令和 年 月 日

2 事由

担任所見

担任氏名 (白署)

別紙様式8 (第14条関係)

住所変更届
氏名
令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科
氏名

下記とおり 住所氏名 を変更しましたのでお届けします。

1 旧住所
氏名

2 新任所
氏名
(氏名変更のときは戸籍抄本添付のこと)

別紙様式 9 (第 15 条関係)

欠 席 課
欠 席 (1 週間未満) 届

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学 科
氏 名

下記事由により
〔住所〕〔したい〕
〔氏名〕〔した〕
〕のお届けします。

記

1 期 日 令和 年 月 日 時限から
令和 年 月 日 時限まで

2 理 由

別紙様式 10 (第 15 条関係)

長 期 欠 席 届 (1 週間以上)

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学 科
氏 名

下記によって長期欠席をしたいので (医師の診断書を添えて) お届けします。

記

期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

事 由

(注) 欠席及び欠課については、該当事項を○で囲むこと。

忌 引 願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学 科 氏 名
年

下記の期間忌引をお願いします。

記

1. 忌引期間 令和 年 月 日から 月 日まで

2. 死亡者氏名及び続柄

3. 葬儀年月日

4. 葬儀場所

学生団体結成 (変更, 継続) 許可願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

顧問教員 印

責任代表者

年 氏名

学 科

年 氏名

このたび下記のとおり
いたします。

を結成 (変更, 継続) しますので許可をお願い

記

1 名 称

2 目 的

3 事 業

4 設 立 (変更, 継続) 年月日

5 事務所の所在地

6 顧問教員の氏名

7 規 約 (別紙)

8 会員名簿 (別紙)

別紙様式 13 (第 34 条関係)

学 生 団 体 解 散 届

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

顧問教員
責任代表者
学 科 年 氏 名

印

- 1 解散団体名
- 2 解散年月日
- 3 解散事由
上記のとおりお届けします。

別紙様式 14 (第 35 条関係)

校 外 団 体 参 加 許 可 願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

顧問教員
責任代表者
学 科 年 氏 名

印

このたび下記のとおり、校外団体に参加したいと思っておりますので許可をお願いします。

記

- 1 参加しようとする校外団体名
- 2 同 代表者
- 3 同 所在地
- 4 同 規 則 (添付)
- 5 参加学生団体名
- 6 目的, 理由
- 7 参加年月日

別紙様式 15 (第 37 条関係)

集会(催し物)許可願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

責任代表者
学年 氏名
学科 学年 氏名

このたび下記のとおり集会(催し物)をいたしたいと思っておりますので、許可をお願いします。

記

- 1 集会の名称
- 2 目的
- 3 期日
- 4 場所
- 5 参加者の種類
- 6 参加者の人員

別紙様式 16 (第 39 条関係)

印刷物発行、配布及び販売許可願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

責任代表者
学年 氏名
学科 学年 氏名

下記のとおり印刷物を発行、配布、販売したいので許可をお願いします。

記

- 1 印刷物を発行、配布、販売しようとする団体名
(団体でないときは個人名)
- 2 発行、配布、販売しようとする物の名称
- 3 発行、配布、販売しようとする場所及び日時
場所 日時
- 4 印刷物の配布、販売先
- 5 印刷物 () 部を添える。

別紙様式 17 (第 40 条関係)

掲 示 許 可 願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

責任代表者
学 科 年 氏 名

下記のとおり掲示したいので許可をお願いします。

記

- 1 掲示表題
- 2 掲示内容 (又は掲示物を添えること)
- 3 掲示場所 令和 年 月 日から
- 4 掲示期間 令和 年 月 日まで

別紙様式 18 (第 41 条関係)

施 設, 設 備 使 用 許 可 願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

使用責任者
学 科 年 氏 名

下記のとおり施設, 設備を使用したいので許可をお願いします。
なお, 使用に際しては火気に注意し, 施設及び備品類を破損紛失した場合は直ちに弁償いたします。

記

- 1 使用者名
- 2 使用施設, 設備名
- 3 使用日時 月 日 時から 月 日 時まで
- 4 使用目的
- 5 参加人員 名